

令和4年度における節電要請・電力需給ひっ迫への対応について

1. 節電要請に対する府の対応について

国の全国的な節電要請を踏まえ、庁内、市町村、府民、事業者に節電の呼びかけを実施。

＜節電の協力内容(庁内、市町村、府民、事業者共通)＞

期間: 令和4年7月1日(金)から令和4年9月30日(金)まで

節電の呼びかけ内容

- ・エアコンは、室温が28℃となるよう使用する(ただし、熱中症対策を優先)
- ・支障のない範囲で照明を消す
- ・冷蔵庫の設定を「強」から「中」にする

2. 電力需給ひっ迫時の府の対応について

1. 庁内での率先節電対応

需給ひっ迫時において、府は、府民・事業者に行動を促す立場として、平時以上の節電対策を率先して実施する必要があることから、需給ひっ迫の度合いに応じた節電対策を実施。

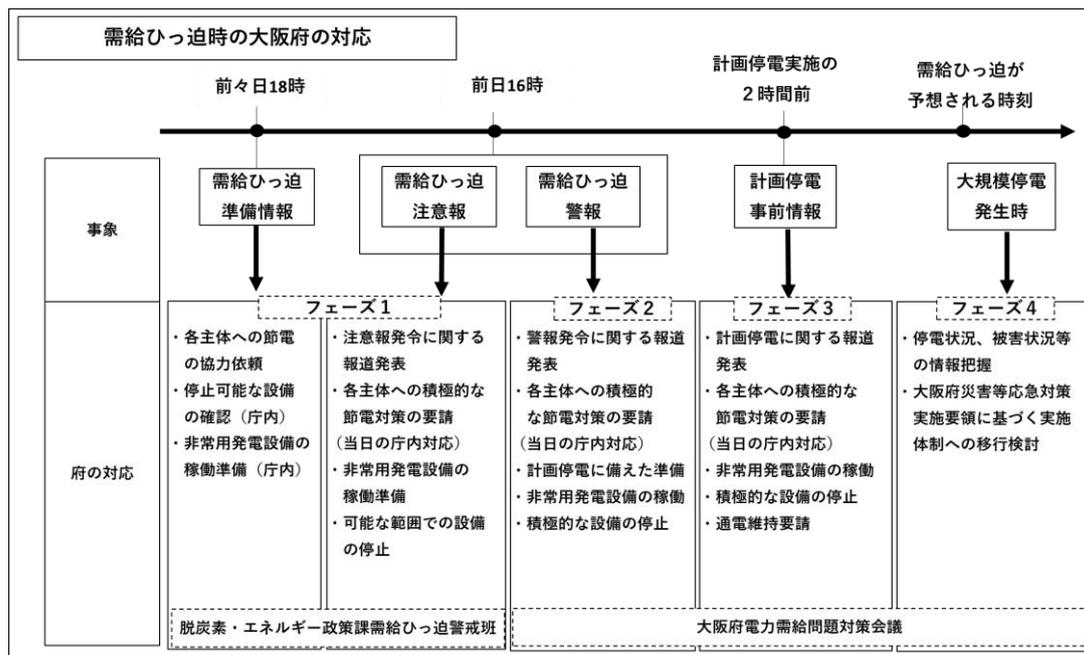


図 電力需給ひっ迫時における庁内対応(概要)

2. 府内市町村(政令市除く)との密な連絡体制の構築

電力需給ひっ迫に関する情報の連絡をよりきめ細かく行うため、府と市町村(政令市除く)の連絡網を構築。

3. 冬の節電要請・需給ひっ迫への対応について

- ① 国の節電協力要請の内容を踏まえ、関係各所に対して節電要請を実施。
- ② 電力需給ひっ迫の度合いに応じた庁内対応を引き続き実施。